

2月1日

2月9日

2月25日

3月29日

WHOが中南米における小頭症等多発について、緊急事態を宣言

※これを受け、「ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議を設置（2月2日）」

政府として早急に行うべき対策（当面の対応）【第1弾】 を取りまとめ

①水際対策の適切な実施

- 検疫法の検査対象に追加（2月5日閣議決定）
- 全国の検疫所で検査体制整備

②国内の検査・治療体制の整備

- ジカウイルス感染症を感染症法に位置付けて、医療機関に報告を義務付け（2月5日閣議決定）
- 医療機関に臨床情報を提供
- 自治体向け手引きの活用推進
- 全国の地方衛生研究所で検査体制整備

③妊婦をはじめ中南米渡航者等への迅速かつ的確な情報提供

- 感染症危険情報等を発出
特に妊婦等の渡航は可能な限り控えること等の情報提供を徹底

④ワクチン等の研究開発の促進

- 開発可能性のあるワクチンについて、「開発促進チーム」を設置し、迅速な開発を個別具体的に支援

WHOの緊急事態宣言後、我が国で初めての海外感染事案を確認

追加的な対応【第2弾】 を取りまとめ

①国民への情報提供強化

- 旅行業関係者やパスポートセンターを通じて流行地域への渡航者に注意喚起を強化

②予防対策に向けた実施体制の整備

- 予防指針にジカウイルス感染症を追加し、国・都道府県・医療機関等が一体となって予防対策・まん延防止対策を推進

③流行国への支援

- 緊急無償資金協力として、WHO等に対する100万ドル（約1億1千万円）の供与を決定（2月26日）

国内における蚊の活動時期や、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた追加的な対応【第3弾】 を取りまとめ

①蚊の活動時期に備えた対応

- 各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で「夏の蚊対策国民運動」を展開
- 特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、広報・普及啓発を集中的に実施
 - ・公園等における下草刈り、水溜り・不要物の除去、蚊の監視調査、駆除の周知等を徹底
 - ・各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策に関する普及啓発を推進（自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等）
- 妊婦からの電話等相談体制を全国的に整備

②リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた対応

- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの渡航者・帰国者等への防蚊対策のきめ細かな周知等

国内における蚊の活動時期やリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けて、政府においては、これまで取りまとめた「ジカウイルス感染症に関する当面の対応について」（平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議報告）及び「ジカウイルス感染症に関する追加的な対応について」（平成28年2月25日）に加え、次の措置を講じる。

① 蚊の活動時期に備えた対応

- 今後の蚊の活動時期に備え、各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で以下の「夏の蚊対策国民運動」を展開するとともに、特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、政府広報や自治体等による広報・普及啓発を集中的に実施する。
 - ・地方自治体に対し、研修会等を通じて、公園等における下草刈り、水溜り・不要物の除去、蚊の監視調査及び駆除等の予防対策、まん延防止対策等の徹底を依頼するとともに、実施状況のフォローアップ等により取組を推進する。（厚生労働省）【3月上旬以降随時】
 - ・広い敷地を有するなど蚊が多く発生すると考えられる公園、学校、寺社、空海港、駅等における下草刈り、水溜り・不要物の除去等の予防対策の周知を徹底する。（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、関係省庁）【4月中旬以降】
 - ・検疫所において、空海港における蚊の監視調査、検疫法による蚊の駆除等の予防対策を実施する。（厚生労働省）【速やかに実施】
 - ・蚊の発生防止やジカウイルス感染症の感染防止を図るため、各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策（自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等）に関する普及啓発を推進する。【4月中旬以降】
 - ・関係団体等の協力を得て、蚊の駆除対策に必要な忌避剤、殺虫剤及び駆除用薬剤の製造・販売の状況を継続的に把握しつつ、安定的に供給する体制を確保する。（厚生労働省）【速やかに実施】
- 最新の情報・知見をもとに、妊婦からの電話等の相談に対応する体制を全国的に整備する。（厚生労働省）【5月上旬】
- 妊婦が感染したことによる胎児への影響について情報収集を行い、新たな知見について、厚生労働省HP、地方自治体、関係団体等を通じて妊婦や医療機関への周知を徹底する。（厚生労働省）【随時実施】

② リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた対応

- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに向けて、JOC、競技団体等の関係者と連携し、現地の最新の流行状況や防蚊対策、帰国後の防蚊対策の必要性について周知し、注意喚起を強化する。（外務省、文部科学省、厚生労働省）【速やかに実施】
- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックによる帰国者の増加に備え、検疫所における検査の体制を整備する。（厚生労働省）【8月】
- 国内においても蚊の活動時期となることを踏まえ、検疫所において、また、旅行業関係者やパスポートセンターを通じて、ブラジル等の中南米の流行地域へ渡航する方に、帰国後一定期間における、症状の有無にかかわらず防蚊対策の必要性について周知する。また、検疫所において、同流行地域からの入国者にも周知する。（厚生労働省、外務省、国土交通省）【4月中旬以降】
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの状況を踏まえた感染症対策について検討する。（内閣官房）【速やかに実施】

③ 流行国への適切な支援

- ジカウイルス感染症被害に対する100万ドル（約1億1,000万円）の緊急無償資金協力により、WHO（感染状況の情報収集、他の支援機関間の調整）、UNFPA（妊産婦のケア）、UNICEF（感染予防啓発活動）及びIFRC（水・衛生環境改善及び地域保健）の各取組を支援する。（外務省）【3月～8月】
- 国際原子力機関（IAEA）のジカウイルス感染症対策事業（原子力技術を用いた不妊虫放飼技術（SIT）適用等）に対し、平和利用イニシアティブ（PUI）を通じて55万ドル（約6,050万円）の支援を決定したところであり、同支援の実施により事業を推進する。（外務省）【4月以降】
- 国立感染症研究所等の専門家及び厚生労働省職員をブラジルに派遣し、現地における感染症対策の状況を調査した結果を踏まえ、診断薬等の国際的な共同研究や検査等の技術支援について検討を行う。（厚生労働省）【速やかに実施】

①水際対策の適切な実施

- 検疫所において、サーモグラフィーによる発熱チェック、ポスターによる注意喚起等を実施【実施済み】
- 国立感染症研究所と9カ所の地方衛生研究所に加えて、全国13箇所の検疫所で検査体制を整備【実施済み】
- ジカウイルス感染症を検疫法に位置付け、検査対象に追加【2月5日閣議決定済み】
- 検疫所において検査を実施し、感染が明らかになった入国者について、検疫法に位置づけることにより検疫所から地方自治体に直接情報提供することで、地方自治体における相談等の対応を迅速・円滑に行う【実施済み】

②国内発生に備えた迅速な検査・治療体制の構築

- ジカウイルス感染症を感染症法に位置付け、医療機関に患者報告を義務付け、迅速に患者を把握する体制を整備し、蚊の駆除、消毒等を適切に実施【2月5日閣議決定済み】
- 全国80箇所の地方衛生研究所で検査体制を整備【実施済み】
- 日本医師会、都道府県等を通じてジカウイルス感染症の臨床情報を医療機関に提供。2月25日感染事案における医療機関の対応も提供【1月21日、以降随時】。また、医療機関向けの診療ガイドラインを作成し、適切な患者治療を確保【実施済み】
- 医療関係者向けの研修会を開催【2月5日、以降随時】
- 献血における問診の徹底【実施済み】

③国民への迅速かつ的確な情報提供

- 厚生労働省HPIに特設ページを設け、QA等を情報提供【実施済み】
- 感染症危険情報・スポット情報等を発出・更新し、特に妊婦及び妊娠予定の方の渡航は可能な限り控えること等について、外務省海外安全HPや在外公館からのメール等を通じ、渡航者・滞在者への情報提供・注意喚起を徹底【実施中】
- 2月16日、厚生労働省HPIに掲載されているQAを更新し、流行地域から帰国した男性に妊娠中のパートナーがいる場合の性行為による感染の予防について追加【実施済み】
- 輸入症例の発生状況等について、厚生労働省HP、外務省海外安全HP等によりきめ細かく情報提供を行うとともに、検疫所において、ブラジル等の中南米の流行地域の入国者・出国者にリーフレットを受け取るよう、注意喚起を徹底する【実施済み】
- 旅行業関係者に対し、ブラジル等の中南米の流行地域へ渡航する方へのリーフレット配布を依頼し、注意喚起を強化する【実施済み】
- 航空会社に対し、HP等によるブラジル等の中南米の流行地域に渡航する方への注意喚起を依頼する【実施済み】
- パスポートセンターにおいて、ブラジル等の中南米の流行地域へ渡航する方へのリーフレット配布を依頼し、注意喚起を強化する【実施済み】
- 流行国、地域との関係が深い企業に注意喚起【実施済み】
- 現地の日本人学校関係者に注意喚起、現地邦人紙に注意喚起を掲載【実施済み】
- ブラジルにおいて、現地の在留邦人に対し、ジカウイルス感染症の最新情報、適切な予防策等を提供するため、日本人専門家による健康安全講話を実施する【実施済み】。また、在中南米公館の医務官を活用し、流行地域の在留邦人を対象に健康安全講話を実施する【実施中】
- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック関係者・選手に注意喚起【実施済み】。さらに、同関係者に対し、安全対策に関する説明会を開催し、最新情報を提供する等、注意喚起を強化する【3月9日、以降随時】
リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに向け、安全対策リーフレットを作成【4月頃を予定】
JOCにおいて、ジカウイルス感染症を含めた感染症予防などのポイントをまとめた「コンディショニングガイド」を作成・配布【実施済み】
- 北米等においても、輸入症例が発生していることを踏まえ、中南米以外における症例の発生状況についても、引き続き、情報収集を徹底する【実施中】

④有識者の確保による専門的な相談体制の構築

- ジカウイルス感染症に関する医療、公衆衛生等の専門家を選定し、政府において迅速に専門的な相談等を実施できる体制を整備【実施済み】

⑤蚊の駆除等による感染拡大防止

- 「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号）」にジカウイルス感染症を追加する改正を行い、国・都道府県・医療機関等が一体となって予防対策・まん延防止対策等の更なる推進を図る【実施済み】
- 地方自治体向けの蚊媒介感染症の対応・対策の手引きの活用推進【実施済み】
- 地方自治体向けの研修会を開催【実施済み】

⑥ワクチン・治療薬・診断法の研究開発の促進

- 開発可能性のあるワクチンについて、迅速な開発を個別具体的に支援する「開発促進チーム」（内閣官房、外務省、厚生労働省、国立国際医療研究センター、AMED、PMDA）を2月23日に開催し、多角的な支援の検討に着手【実施済み】
- AMEDを中心に、内閣官房、文科省、厚生労働省が連携しつつ、適時適切に研究開発を推進【実施中】
・「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」のアジア・アフリカの海外研究拠点を活用し、現地におけるジカウイルス感染症の発生状況等について情報収集・共有
・ジカウイルス感染症等蚊媒介感染症の検査法の開発、日本産ヒトスジシマカの分布・ウイルス感受性の研究

⑦流行国への適切な支援

- 緊急無償資金協力として、WHO（感染状況の情報収集、他の支援機関間の調整）、UNFPA（妊産婦のケア）、UNICEF（感染予防啓発活動）及びIFRC（水・衛生環境改善及び地域保健）に対し、100万ドル（約1億1,000万円）を供与【2月26日決定】